

2024 年度町田市不登校施策実態調査業務受託候補者選定のためのプロポーザル説明書

2024 年 1 月 16 日公表

1 事業の経緯、契約の目的

町田市では、文部科学省による COCOLO プランを踏まえ、2023 年 12 月に「学びの多様化プロジェクト 2024-2028」を策定し、不登校児童生徒の学びの場の確保に取り組んでいます。教育支援センターの拡充や教育支援センター分室の開設、校内教育支援センターの運営に加え、学びの多様化学校の設置も検討しています。

ついては、子ども基本法の趣旨により、現在不登校または不登校傾向にある子どもたち及びその保護者に対し、支援ニーズや望ましい支援のあり方についての当事者調査を委託により行います。

* 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLO プラン) (2023 年) : 近年の不登校児童生徒数の増加を受け、不登校対策の一層の充実に取り組むことを示すもの。

* 「子ども基本法」(2023 年施行) : 第 11 条で、こども施策の策定等に当たってこどもの意見の反映に係る措置を講ずることを国や地方公共団体に対し義務付ける。

2 契約の概要

契約件名	2024 年度町田市不登校施策実態調査業務委託
契約期間 (業務実施期間)	2024 年 4 月 1 日 ~2025 年 3 月 31 日
履行場所	町田市が指定する場所
委託する業務	2024 年度町田市不登校施策実態調査業務委託仕様書のとおり。
契約約款	町田市が定めた業務委託契約約款を使用する。
契約保証金	契約保証金の納付は免除する。
契約代金の支払方法	契約代金は、業務完了後に一括して支払う。
契約目途額 (予定価格)	契約金額の上限は 6,559,216 円 (税込) とする。

※本件は、令和 6 年第 1 回町田市議会定例会において、本契約に係る予算が可決された場合に限り契約を締結します。否決された場合は、契約を締結しません。

3 プロポーザルの目的

このプロポーザルは、契約者を決定するにあたり、価格のみの競争ではなく、事業者又は業務責任者の実績、経験、技術力、企画力等、受託者としての適格性を確認するために行うもので、プロポーザルに参加する事業者 (以下「プロポーザル参加者」という。) が提出した提案書等の内容及びヒアリング等の状況を評価し、最も高い評価を受けたプロポーザル参加者を契約候補者として特定します。

ただし、参加がない場合又はプロポーザル参加者の中に適格者がいないときは契約候補者を特定しない場合があります。

4 プロポーザルの形式、参加資格

このプロポーザルは公募型プロポーザルとし、このプロポーザルに参加させる事業者は、以下のすべての条件を満たしている者としてします。以下のいずれかに該当しないこととなった場合は、参加資格を取り消します。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにより入札参加資格審査申請を行い、町田市における競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 町田市入札参加資格停止措置要綱（昭和 62 年 5 月 1 日適用）による入札参加資格停止措置又は町田市契約における暴力団等排除措置要綱（平成 21 年 12 月 1 日施行）による入札参加資格停止措置期間中でないこと。
- (3) 町田市内または容易に連絡可能な地域に本店又は営業所等があること。
- (4) 経営不振の状態にないと認められること。
- (5) 本件と類似する契約実績*を有すると認められること。
*類似する契約実績とは、教育または福祉分野における当事者調査を行い、質的データの分析を行った実績が、直近の 3 年以内にあること。

5 プロポーザルの日程

このプロポーザルは、次の日程で行います。

項番	手続き等	期限等
(1)	案件公表	2024 年 1 月 16 日（火）
(2)	資料配付	2024 年 1 月 16 日（火）
(3)	参加申請の受付	2024 年 1 月 26 日（金）午後 5 時まで
(4)	ヒアリング時間等の通知	2024 年 1 月 31 日（水）
(5)	質疑の提出	2024 年 2 月 9 日（金）午後 5 時まで
(6)	質疑の回答	2024 年 2 月 15 日（木）
(7)	提出書類の作成、提出	2024 年 2 月 28 日（水）午後 5 時まで
(8)	プレゼンテーション、ヒアリング	2024 年 3 月 6 日（水）の指定時間
(9)	評価、採点	2024 年 3 月 6 日（水）
(10)	結果通知、結果公表	2024 年 3 月 11 日（月）
(11)	契約内容の調整、仕様書の決定	2024 年 3 月 18 日（月）予定
(12)	見積書の提出	2024 年 3 月 25 日（月）予定
(13)	契約書の調印	2024 年 4 月 1 日（月）

6 プロポーザルの手順

前記「プロポーザルの日程」に示した項番順に手続きの方法等を説明します。

(1) 案件公表

このプロポーザルに関する情報は、随時、町田市ホームページで公表します。

(2) 資料配付

この契約に関する資料及びプロポーザルに参加するために必要な資料は次のとおりです。

- ① プロポーザル説明書
- ② 2024 年度不登校施策実態調査業務委託仕様書（案）
- ③ 業務委託契約書及び約款
- ④ 情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書

- ⑤ プロポーザル参加申請書（指定様式）
- ⑥ 質疑書（指定様式）
- ⑦ 提案書（指定様式）
- ⑧ 見積書
- ⑨ 企画書
- ⑩ 類似契約実績書（指定様式）及びその契約書写し

これらの資料は町田市ホームページに掲載してありますので、必要に応じてダウンロードしてください。

町田市ホームページ URL ; <http://www.city.machida.tokyo.jp>

事業者の皆さんへ>入札・契約>プロポーザルによる契約案件の公表>公募型プロポーザル

(3) 参加申請書類の提出

参加を希望する事業者は、参加申請書及び類似契約実績書、その契約書写しの3点を、2024年1月26日午後5時までに、学校教育センターに郵送、メール又は持参してください。郵送の場合は期限までに必着とします。

なお、参加を希望する事業者が4者を超えた場合は、類似契約実績書による書類選考を行い、その得点の高い者のうち、上位4者を参加可とします。

(4) 参加申請審査結果通知及びヒアリング時間等の通知

参加申請書及び類似契約実績書、その契約書の写しを提出した事業者には、参加の可否について「プロポーザル参加申請審査結果通知書」と、プレゼンテーション及びヒアリングを行う日時と会場を指定した「ヒアリング等開催通知書」を電子メールで送付します。

(5) 質疑の提出

本案件の契約内容に関する質問は、「質疑書」に記載し、電子メールに添付して「8. 本案件に係る問合せ先」の電子メールアドレスへ送付してください。

電子メール送信の際の件名は次のとおりとします。

件名：不登校質疑+参加業者名+送信年月日

例：不登校質疑株式会社▲▲▲240401

(株式会社▲▲▲が2024年4月1日に質疑書を送信した場合)

(6) 質疑の回答

提出された質問事項への回答全てを取りまとめて、プロポーザル参加者全員へ「質疑回答書」を電子メールに添付して送付します。

プロポーザル参加者全員へ通知後「質疑回答書」は、町田市ホームページにも同様に掲示します。

(7) 提出書類の作成、提出

次のとおり提出書類を作成し、2024年2月28日午後5時までに、学校教育センターに郵送又は持参してください。

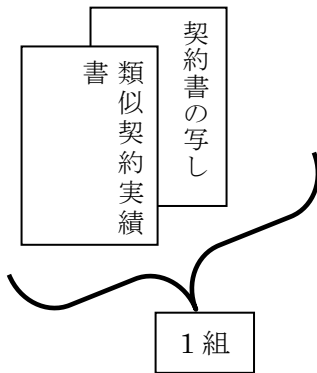
提出書類の作成にあたっての注意事項

【共通事項】

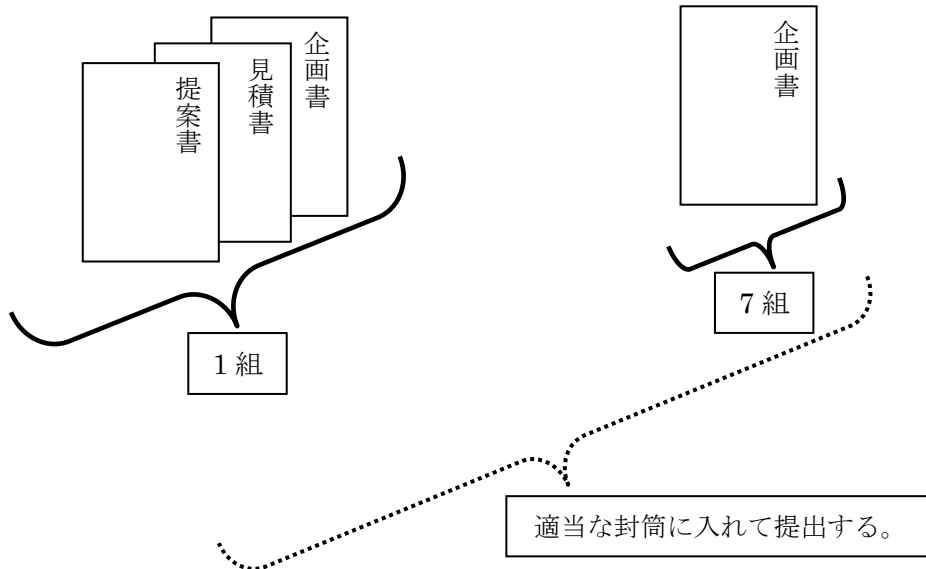
特に指定がある場合を除き、A4判普通紙を縦置きに使用し、文章は横書きとしてください。
 文字サイズは10ポイント以上とします。文字等の色指定はありません。
 提案書及び見積書を除き、提出書類には会社名、ロゴマーク等、作成者がだれであるかが分かる表示は一切しないでください。

書類等の名称、様式	記述内容、提出部数等
提案書 ＜指定様式＞	必要事項を漏れなく記入し、代表者又は契約代理人名義で記名押印してください。押印は東京電子自治体共同運営の受付票の印影と同一としてください。 提出部数は1部です。
見積書 ＜様式自由＞	様式は自由です。できるだけ詳細な内訳書を添付してください。見積り金額には消費税を含みます。ただし、契約目途額を超える金額は記載できません。 ページ数の制限はありません。提出部数は1部です。
企画書 ＜様式自由＞	次の課題について記述してください。 ①不登校の当事者調査として、ニーズ把握に適切と思われる調査項目を提案してください。 ②当事者ヒアリングにより得た質的データについて、集約方法及び分析方法について提案してください。 ③類似契約における有効な結果提示の例があれば、可能な範囲で示してください。 ページ数は全体で5ページ以内。提出部数は8部です。
類似契約実績書 ＜指定様式＞	法人として、本件と類似した契約を履行した実績がある場合は、指定様式に契約の概要を記載してください。 ただし、2021年1月1日以降に完了した契約に限ります。 ページ数は1ページ以内、提出部数は1部です。
契約書の写し	類似契約実績書に記載した契約について、契約書の写しを添付してください。件名、契約金額、契約当事者名が表記されている部分だけで結構です。 提出部数は、契約案件ごとに1部です。

【書類の綴り方】



※類似契約実績書及びその契約書の写しについては、参加申請書提出時に添付してください。



※提出書類を1組ごとに重ね、左上をステープラでとめてください。

(8) プレゼンテーション、ヒアリング

次のとおりプレゼンテーション又はヒアリングを行ないます。プレゼンテーション又はヒアリングに出席しない場合は、採点しません。

項目名	注意事項等
日時	2024年3月6日(水) 指定時間 ※集合時間は、ヒアリング等開催通知書で指定します。
会場	町田市庁舎10階 10-2会議室
内容	始めに、提出した企画書等の内容について、10分間以内で説明してください。パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。 次に、評価委員から質問しますので、簡潔に回答してください。質疑時間は約10分間とします。
説明員	原則として、契約締結後に業務責任者になる予定の方が説明及び回答を行ってください。 会場に入室できるのは、3名以内とします。

	入室する方は、会社名を表示した衣類やバッジ等、会社名を特定できるようなものを身に着けないでください。
--	--

(9) 評価、採点

このプロポーザルのために組織した評価委員会において、プロポーザル参加者の提案及びプレゼンテーション又はヒアリングの状況の評価、採点を行い、最高得点を得た者を契約候補者に特定します。

評価項目及び配点は下表のとおりです。なお、提出書類が所定の形式に適合していない場合は減点することがあります。

評価項目	配点
業務実績	30点
分析力	30点
プレゼンテーション	10点
業務実施体制	10点
情報管理	10点
見積金額	10点
合計	100点

※最低点（60点）に達する事業者が1者もない場合は、契約候補者を特定しません。

※最高得点を取得した者が2者以上ある場合は、見積金額の最も低い者を契約候補者に特定します。なお、最高得点を取得した者が2者以上あり、見積金額が同価であった場合は、くじ引きとします。

(10) 結果通知、結果公表

プロポーザル参加者全員にメールで「プロポーザル評価結果通知書」を送付し、契約候補者として特定した者の名称を通知するとともに、町田市ホームページで「採点結果調書」を公表します。

(11) 契約内容の調整、仕様書の決定

契約候補者と学校教育センターとで業務内容等の調整を行い、仕様書を確定します。

(12) 見積書の提出

契約候補者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出します。

(13) 契約書の調印

契約書に調印し、契約を締結します。

7 その他留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とします。
- (2) 提出書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。また、提出書類等で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとします。
- (3) 提出後の提案書等の修正又は変更はできません。ただし、やむをえない理由により修正又は変更が生じた場合で、町田市が承諾したものについてはこの限りではありません。
- (4) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効とします。
 - ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合。
 - ② 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
 - ③ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
 - ④ 提出書類が指定の様式及び記述内容に適合しない場合。

- ⑤ 提出書類に虚偽の記載がある場合。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、町田市入札参加資格停止措置要綱に基づき資格停止措置等を行うことがあります。
- (6) 契約候補者が契約までに、参加資格要件のいずれかの要件を欠くこととなった時は、契約の締結はできません。
- (7) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属します。ただし、町田市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- また、提出された提案書、企画書等について町田市情報公開条例に基づく情報公開請求があったときは、条例に基づき、原則として公開します。
- (8) 提出された書類は一切返却いたしません。

8 本案件に係る問い合わせ先

町田市学校教育部教育センター教育相談（町田市教育センター）

所在地：〒194-0036 町田市木曾東3丁目1番3号

電話：042-793-2481

F A X：050-3163-1021

e-mail：mcity6580@city.machida.tokyo.jp